

境港市文化財保護審議会

日 時 令和2年6月23日(火)
14時00分～
場 所 境港市役所第1会議室

【日 程】

1. 開会

2. 議事・報告

(1) 令和元年度文化財保護事業について

(2) 令和2年度文化財保護事業について

(3) 文化財の指定について

3. 閉会

境港市文化財保護審議会委員

氏 名	専 門
門脇 豊文	日本史・試掘
小灘 浩	日本史
根平 雄一郎	日本史
山本 美千枝	日本史
中田 繁	石材

【任 期】 令和元年7月1日～令和3年6月30日

<議事・報告>

(1) 令和元年度文化財保護事業について

<報告事項>

○弓浜絃について

・弓浜絃保存会総会

実施日：令和元年6月15日（土）

議 題：平成30年度事業報告ならびに収支報告について

令和元年度事業計画案ならびに収支予算案について

・弓浜絃保存事業に対する補助

交 付 先：弓浜絃保存会

活動内容：糸紡ぎ講習会、織機修繕など

総事業費：糸紡ぎ講習会 25,000円

織機修繕代 100,000円

（うち、1／2を県、1／8ずつを境港市・米子市が補助。残額は弓浜絃保存会が負担）

○弓浜半島のトンドについて

・境港市トンド保存会総会

実施日：令和元年6月28日（月）

会 場：上道公民館 集会室

内 容：平成30年度事業報告について

令和元年度事業計画案及び予算案について

・トンド用具の購入・修繕費用に対する補助

補助内容：外江町（西）の太鼓修繕（皮の張替え）費用の補助

総事業費：180,000円

（うち、1／2を県、1／4を境港市が補助。残額は外江町が負担）

○全史協中国地区協議会について

実施日：令和元年7月18日（木）

会 場：国民宿舎サンロード吉備路 コンベンションホール

内 容：総会、研修会（講演）、現地研修（備中国分寺跡・鬼城山ほか）

○文化財防火デー

実施日：令和2年1月24日（金）

場 所：庄司家住宅・日御崎神社

内 容：査察・消防演習（日御崎神社のみ）

○庄司家特別公開

実 施 日：令和元年11月4日（月・祝）

場 所：庄司家

解 説：金澤 雄記さん（米子工業高等専門学校建築学科准教授）

北 浩明さん（鳥取県地域づくり推進部文化財課文化財主事）

参加者数：35名

（2）令和2年度文化財保護事業について

○弓浜絋について

・弓浜絋保存会総会

実施日：未定

会 場：未定

内 容：未定

・弓浜絋保存事業に対する補助

交付団体：弓浜絋保存会

総事業費のうち、1／2を県、1／8ずつを境港市・米子市が補助。

残りは弓浜絋保存会が負担

○弓浜半島のトンドについて

・境港市トンド保存会総会

実施日：未定（7月末を予定）

会 場：未定

内 容：令和元年度事業報告について

令和2年度事業計画及び予算等について

・トンド用具の購入・修繕費用に対する補助

補助内容：三軒屋町のトンド神輿（大棟・千木・鯉木等）の修繕費用
の補助、小篠津町のトンド衣装の購入

総事業費：三軒屋町 2, 189, 160円

小篠津町 184, 800円

（うち、1／2を県、1／4を境港市が補助。残額は三軒屋町・小篠
津町が負担）

○庄司家住宅に対する補助

補助内容：ウマヤ外壁の修理

総事業費：220, 000円

（うち、1／2を県、1／4を境港市が補助。残額は個人が負担）



○庄司家庭園に対する補助

補助内容：庭園内の枯れたクロマツの伐根・植え替え

総事業費：4,843,685円

（うち、1／2を県、1／4を境港市が補助。残額は個人が負担）



クロマツが枯れる前の庭園



クロマツ伐採後の庭園

○全史協中国地区協議会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。後日書面決議による審議を行う予定。

○文化財説明板での外国人対応について

・境港市社会教育委員会（令和元年8月29日開催）において、委員から「外国人移住者・観光客にも文化財を知ってもらえるよう、文化財説明板に外国語の標記を加えてほしい」旨の提案があった。既存の説明板には外国語を併記するスペースがないため、現在ある文化財説明版に境港市のホームページ（文化財説明ページ）に繋がるQRコード付ステッカーを取り付ける。境港市のホームページは外国語に対応しているため、外国人移住者・観光客も文化財の説明を読むことができる。

○『庄司家のしおり』の改訂について

・庄司家住宅が県文化財に指定されたことに伴い、パンフレット『庄司家のしおり』の改訂・発行を行う。

（3）文化財の指定について

○庄司家住宅の県指定について

＜経緯＞

令和元年8月16日（金）、鳥取県文化財保護審議会において県指定が妥当との答申があった。

令和元年10月23日 県指定有形文化財（建造物）に指定。

指定理由：庄司家住宅には、近世後期における在方の大商家の住宅形式を知る上で貴重な主屋をはじめとして、近世後期から近代にかけて建築された建物が多数残されており、鳥取県の海浜部における屋敷構えが良好に保存された大規模民家として重要である。

また、弓ヶ浜半島部（浜の目）は近世後期に商品経済が特に発達し、近代の資本主義化が先鋭的に現われた地域である。当地の地域経済を主導した庄司家の建物群からは、資

本の蓄積過程や資本家の成長過程を連続的にたどることができ、鳥取県社会経済史における当地域の特質を象徴する遺構として歴史的価値が高い。

<指定範囲>

市指定範囲（指定前）：主屋（一部を除く）・茶座敷

県指定範囲（指定前）：庭園



県指定範囲：主屋（一部を除く）・茶座敷・庭園・後ろ座敷・蔵・前蔵・
西蔵・ウマヤ・門・西塀・南塀・

<今後の対応等>

- ・現在、庄司家邸内に市指定文化財説明板を設置しているが、敷地の外から見えないため、県指定に合わせ、県が記載内容の変更・移設を予定。